

## 農作物共済（水稲）重要事項説明書

この説明書は、農作物共済の加入にあたり、あらかじめご承知いただきたい重要事項（契約概要、注意喚起情報）をまとめたものです。必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、加入申込みいただきますようお願いいたします。

### I 「契約概要」の項目

以下、重要な事項のうち農作物共済の仕組みの内容をご理解いただくために必要な情報を記載しています。

#### □1 共済の仕組み（農作物共済の仕組み）

農業共済事業は、国の農業災害対策として、農業保険法に基づき運営が行われ、行政庁の指導・監督のもと、当組合と国が保険関係を結び、各々が責任の一部を負担し、危険分散を図るなど、安定した事業ができる仕組みとなっています。

当組合では、農作物共済の共済目的を、水稲及び麦と定めています。

農作物共済の共済関係は、水稲若しくは麦の耕作の業務規模により成立します。

(1) 共済関係の成立 農作物共済の共済関係は、水稲及び麦の耕作面積の合計が10アール以上ある方、又は農作物共済以外の共済事業で共済関係のある方で、かつ、組合の区域内に住所を有する方が、申し込みによって成立することができます。

(2) 共済関係が成立しない場合

① 共済関係が成立することとなる水稲が、その成立の際、現に共済責任期間の始期を過ぎているものであるときは、その期間に係る水稲については、共済関係は成立しません。

② 組合が以下の共済関係除外事由に該当すると認めた耕地については、加入が成立しません。

(共済関係除外事由)

(ア) 共済事故の発生することが相当の確実さをもって見通されること

(イ) 基準収穫量の適正な決定が困難であること

(ウ) 穀実の収穫を目的としないこと

(エ) 通常の肥培管理が行われず、又は行われないおそれがあること

#### □2 補償の内容（水稲）

(1) 加入者は、加入方式（品質方式以外）と補償割合及び単位当たり共済金額等を選択し、基

準収穫量により算定された金額が補償されます。

(2) 品質方式の補償額は、基準生産金額の40%以上、共済限度額以下の金額の範囲内で加入者が申し出た金額とする。

注1) 補償割合は、水稲共済加入申込書の提出期日までに、引受方式単位ごとの割合を選択することができます。

注2) 単位当たり共済金額は、過去の一定年間における平均価格をもとに、国から告示され、いずれかの金額を選択することができます。

注3) 基準収穫量は、いわゆる平年収量のことで、その年の天候や肥培管理等が平年並みだった場合に見込まれる収量です。

(3) 支払いの対象となる災害（共済事故）は、風水害、干害、ひょう害、冷害、凍霜害、雨害湿潤害、その他の気象上の原因（地震及び噴火を含む）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害等による減収です。

(4) 共済金は、その年の収穫量が選択補償割合以下の収量となった場合に共済金が支払われます。共済金の額は次により算定される金額です。

（品質方式を除く方式）

共済金＝共済減収量×単位当たり共済金額  
注) 共済減収量の算定。

① 半相殺方式の共済減収量

（加入者の被害耕地の基準収穫量－被害耕地の収穫量）－加入者の基準収穫量×支払開始損害割合

② 全相殺方式の共済減収量

（加入者の基準収穫量－加入者の収穫量）－加入者の基準収穫量×支払開始損害割合

③ 地域インデックス方式の共済減収量

（加入者の当該統計基準収穫量－被害発生年の統計収穫量）－加入者の当該統計基

準収穫量×支払開始損害割合  
(品質方式)

共済金 = (共済限度額 - 当年産の生産金額) × 共済金額 / 共済限度額

(5) 下記等の場合は、共済金をお支払いできなくなりますのでご注意ください。

- ① 共済責任期間外の災害
- ② 通常すべき肥培管理や損害防止を怠ったために生じた災害
- ③ 共済事故の発生通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき
- ④ 悪意若しくは重大な過失によって共済細目書に不実の記載、あるいは不実の変更通知をしたとき
- ⑤ 共済掛金の振込みを遅滞したとき
- ⑥ 植物防疫法の規定に違反した結果生じた損害
- ⑦ 通常の栽培方法以外のものに変更した結果生じた損害

### □3 選択できる主な方式及びその概要

加入方式と選択補償割合

加入方式	内容
半相殺方式 (補償割合) (8割補償) (7割補償) (6割補償)	農家ごとの減収量(その加入者の被害耕地の基準収穫量から被害耕地の収穫量を差し引いた数量)がその加入者の基準収穫量の2割、3割、4割を超えるときに共済金を支払う方式です。(一筆半損特約選択可)
全相殺方式 (補償割合) (9割補償) (8割補償) (7割補償)	農家ごとの減収量(その加入者の基準収穫量から増収分も加味した収穫量を差し引いた数量)が、その加入者の基準収穫量の1割、2割、3割を超えるときに共済金を支払う方式です。生産量の概ね全量をJA等に出荷しており、その出荷資料又は青色・白色申告記載内容により収穫量を適正に確認できることが条件です。(一筆半損特約選択可)
品質方式 (補償割合) (9割補償) (8割補償) (7割補償)	その年の実収穫量に品質指数を乗じる方法により算定した収穫量が基準収穫量に達しない場合で、かつ、生産金額が補償額(基準生産金額の9割、8割、7割)に達しないときに共済金を支払う方式。生産量の全量をJA等に出荷しており、かつ今後も概ね全量をJA等に出荷することが条件です。付保割合の選択により、補償額

	の選択ができます。(一筆半損特約選択可)
地域インデックス方式 (補償割合) (9割補償) (8割補償) (7割補償)	その年の統計データの収穫量が、その地域の平均単収の1割、2割、3割を超える減収であったときに共済金を支払う方式です。個人ごとの減収量では評価しません。(一筆半損特約選択可)

#### ※ 一筆半損特約

農業者の選択により、目視で5割以上の収穫量の減少が見込まれるほ場について、坪刈り等を行わずに「5割減収」と評価して共済金を支払う仕組み。この場合の共済金は、平年の最高2割分とします。

### □4 共済責任期間

事故が発生したときの補償期間(以下「共済責任期間」といいます。)は、次のとおりです。

(1) 共済責任期間の始期

水稻の本田移植期(直播をする場合にあっては、発芽期)からです。

(2) 共済責任期間の終期

水稻の収穫をする時です。この場合の収穫とは、収穫を適期に刈り取り、ほ場より搬出することです。

### □5 共済金額(補償金額)

共済事故により被害が生じた場合に、組合が農家に支払う共済金の最高責任限度額です。また、共済掛金の算定基準になります。

① 半相殺方式 選択単位当たり共済金額×加入者の基準収穫量×選択補償割合

② 全相殺方式 選択単位当たり共済金額×加入者の基準収穫量×選択補償割合

③ 品質方式 基準生産金額×選択付保割合

④ 地域インデックス方式 選択単位当たり共済金額×加入者の基準収穫量×選択補償割合

### □6 共済掛金等に関する事項

共済掛金の額 = 共済金額 × 共済掛金率

注1) 共済掛金率は、加入方式及び過去の被害状況により危険段階別共済掛金率が設定されているため加入者ごとに異なります。

注2) 共済掛金のうち、50%を国が負担します。

なお、加入者には組合員負担共済掛金に加え、賦課金(事務手数料)もご負担いただきます(以下「組合員負担共済掛金等」という。)

### □7 組合員負担共済掛金等の払込及び払込期日

① 組合員負担共済掛金等は、払い込むべき金額、払込期日及び払込場所を記載した書面をもってお知らせします。

なお、払込期日は②に規定する払込期日より早まる場合があります。

② 払込期日 水稻(7月末日)

※ 組合では共済掛金等は口座振替、現金(金融機関窓口支払、現金集金)で納入いただいておりますが、現金納入にかかる事故を未然に防止するため、共済掛金等の納入については、原則として口座振替を利用されますようお願いいたします。

## II 「注意喚起情報」の項目

以下、重要な事項のうち特に注意いただきたい情報を記載しています。

### □1 告知(通知)義務等の内容

① 水稻共済加入申込書に記載した内容に誤りがあるとき、変更が生じたときは遅滞なく組合までご通知ください。通知を怠った場合は、契約の解除や共済金をお支払いできなくなる場合がありますのでご注意ください。

② 事故発生通知 加入者は共済事故による損害が発生した場合には、遅滞なく組合に通知をしてください。

③ 損害通知 加入者は共済金の支払を受けるべき損害があると認めるときは、収穫期に組合の指定する期日までに次の事項を損害通知書(損害評価野帳)に記入し組合に提出してください。

ア 災害の種類

イ 災害の発生日月日

ウ 災害により被害を受けた場所その他災害によって生じた損害の状況

エ その他災害の状況が明らかとなる事項

なお、収穫前に損害通知書が組合に提出されていない場合は、共済事故の発生及びそれに伴う減収量の確認が困難なことから共済金の支払対象となりませんのでご注意ください。

さい。

### □2 共済責任期間開始期

共済責任期間の始期は、水稻は本田移植期(直播をする場合にあつては、発芽期)です。

なお、水稻は、

- ・ 移植期等が早期の地域は、5月1日まで
- ・ 以外の地域は、5月10日まで

に、毎年、共済目的を明らかにすべき事項を記載した水稻共済加入申込書を提出することになっています。

### □3 損害防止の義務及び分割評価

① 通常すべき肥培管理、病害虫防除などの損害防止を行うことは加入者の義務となっています。

② 損害防止の義務を怠った場合や共済事故以外の原因によると認められる減収量(以下「分割減収量」という。)がある場合には、分割減収量と共済事故による減収量との分割を行い、分割減収量は共済金の支払対象外となりますのでご注意ください。

### □4 組合員負担共済掛金等の督促及び延滞金

組合員負担共済掛金等は、組合が定めた払込期限までに納入をお願いします。払込期限まで納入が確認できない場合は、共済関係は解除されます。

### □5 組合員負担共済掛金等の返還の有無及び 関する事項

共済関係の無効の場合若しくは失効の場合又は組合が共済金支払の責めを免れる場合においても、すでに受け取った組合員負担共済掛金等は返還しません。

ただし、無効の場合において、加入者が善意であつて、かつ、重大な過失がなかったときは、この限りではありません。

尚、法人であつて収入保険の加入日が共済掛金納入後になる場合は、水稻共済加入期間割による返還を実施します。

本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、組合担当までお問い合わせください。

## 「重要事項の説明及び勧誘方針に関する規則」による重要事項のお知らせ

### 重要事項説明書

平素は、NOSA I をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、共済の加入にあたり、次の内容をご確認・ご了解のうえお申し込みいただきますようお願いいたします。

#### 1 「金融商品の販売等に関する法律」に基づく説明

農業共済制度は、農家と国が「掛金」を出しあって共同準備財産を造成しておき、事故や災害にあったときに損害の補償をするための「共済金」を支払うという、相互扶助を基本として農業保険法で裏付けられている唯一の制度です。行政庁の指導・監督のもと、組合・国の2段階による責任分担を行って広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いができる仕組みを採っております。

しかしながら、大災害が発生し、長野県農業共済組合の各事業の積立金の状況によっては万が一、お支払いする共済金が削減されることがあります。

#### 2 「個人情報の保護に関する法律」に基づく説明

加入者の皆様の個人情報を適正に取り扱うために、関係法律、諸法令及び個人情報保護委員会のガイドラインに定められた義務を誠実に遵守します。その取扱いについては次のとおりです。

- ・引受推進、損害評価・共済金等の支払及び損害防止事業等の実施等への利用
- ・保険金及び補助金請求等に係る事務の共同処理等のための関係団体等への提供利用
- ・共済掛金徴収及び共済金支払に係る口座振替のための金融機関への提供利用
- ・その他、関係法令・条例に定められた事業運営上必要な目的のための利用

個人情報の開示、内容の訂正・追加・削除及び利用の停止等の請求がある時は、本人又は代理人確認を実施したうえで対応します。

#### 3 「反社会的勢力への対応に関する基本方針」に基づく説明

「反社会的勢力への対応に関する基本方針」に定義されている反社会的勢力に該当することが判明した場合、ならびに反社会的勢力に該当しないこと及び自らまたは第三者を利用し暴力的な要求行為等を行わないことを表明・確約いただけない場合は、加入申し込みをお断りします。

加入後に反社会的勢力であることが判明した場合、又は暴力的要求行為等をした場合は、共済契約が無催告で解除される場合があります。この場合、納付した共済掛金等は返還しません。

この説明書で分かりにくい点、また、詳細については、NOSA I 長野にお問い合わせ願います。

本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、組合担当までお問い合わせください。

